

平成30年度第1回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 平成30年4月9日(月)午後 4時開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 清 宮 正	2番 渡 貫 茂
3番 鈴 木 孝 徳	4番 石 渡 文 久
5番 三 須 健 行	7番 長 澤 正 昭
8番 山 崎 宏	9番 羽根井 直 子
10番 石 田 和 久	11番 椎 名 稔 男
12番 兼 坂 仁	13番 木 内 正 夫
14番 眞 野 文 雄	15番 三 門 増 雄 (議長)
- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名人の選任
 - 第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について	
議案第4号 農用地利用集積計画の取消しについて	
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	湯 浅 明 弘
主査補	高 橋 成 治
主査補	相 川 正 巳
主任主事	西 山 壮 大

◎開 会

午後 4時開議

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号8番「山崎 宏委員」議席番号9番「羽根井 直子委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の取消しについて

以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。表の第2項及び第3項につきましては、権利者は野菜苗の育苗をするための作業場を建設するため、義務者は権利者からの要望のため、賃借により、土地を借り受けようとするものでございます。

その許可要件についてご説明申し上げます。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項～第3項の実態調査について、三須委員より報告をお願いいたします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号5番三須です。議案第1号第1項及び第2項の調査報告をいたします。

まず、第1項ですが、権利者の■■■さんは、佐倉市の■■■から■■■を渡った、■■■の■■■に住んでおり、■■■の水田を、約2.5ヘクタール耕作しています。また、息子さんと一緒に農業経営をしており、■■■と併せて、約18ヘクタールの水田を耕作しております。今回、耕作に便利な、自作地の近隣である申請地を購入することになったそうです。

第2項及び第3項は、■■■の■■■が、自己所有地2筆と、隣接地1筆を借り受け、野菜苗の育苗等を行う作業場を建設するため、申請しました。自分で所有している水田では、面積が足りないため、隣接地を借り受けするそうです。また、借り受けた水田については、借地なので、地上権を設定するとの事です。

第1項から第3項まで、問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。以上でございます。

○議長 ただいま、三須委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項～第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項～第3項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項～第4項は、■■■■■■■■■■が、太陽光発電施設用地として、■■■の田2,151㎡、■■■の畑1,077㎡、■■■の畑1,064㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、■■■■■■■■■■沿い、また■■■■■■■■■■の近隣にある小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、1枚270Wの太陽光パネルを合計1,188枚設置、320.76KWを発電するものでございます。敷地内は土のまま使用するので、雨水は自然浸透するものと思われま

第5項は、■■■■■■■■■■が、駐車場用地として、■■■の畑1,695㎡を、一時転用しようとするものでございます。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域であります。

計画としましては、■■■■■■■■■■が、現在使用している、駐車場の地下に、■■■■■■■■■■を整備するため、工事期間中の■■■■■及び■■■■■駐車場、工事用車両置場用地に使用するものです。使用期間中は、敷地内にゴムマットを敷いて、農地を保護し、工事終了後、農地に復元するものでございます。

一時転用期間は、平成30年6月1日から平成31年1月31日までの、約8ヶ月の期間の予定でございます。許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、それでは、第1項～第4項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■の■■と申します。よろしくお願ひいたします。弊社は、■■■の方で、太陽光発電事業を行っております。今回は農地転用の申請をさせていただきました。土地の選定理由については、2つありまして、一つ目は佐倉市の不動産会社から土地の紹介を受けまして、地主さんが同じ佐倉市の■■■の方に住んでおられて、不動産屋さんを通して、快く売っていただきました。2点目は、太陽光を行いたい方が、■■■に住んでおり、太陽光をやる場所が■■■■■■■の近くで、管理する面でも、直ぐに駆け付けられるという理由から、土地の選定をさせていただきました。施設の内容ですが、太陽光の施設を4筆に整備、低圧と呼ばれる49.5KWの太陽光を設置させていただくものでございます。整備地の近隣の住宅、あまりないのですが、不動産屋さんを通じ、了解を得ています。また、太陽光に支障がある木については、近隣の住人、地主の了解を得て、伐採させていただきます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。■■■の土地でございますが、大変道路が狭小でございますので、工事に当たっては、くれぐれも気を付けて行って下さい。上から入る場所、■■■■■からだと広いのですが、■■■■■■■から上がって行く道は、2t車が通れる位の道なので、くれぐれも気を付けて行って下さい。■■■地先の土地についてでございますが、集落の真ん中を通るので、すれ違いが出来なと思いますので、道路を利用する方達に、気を付けて行って下さい。以上でございます。

○申請者 はい、解りました。

○議長 他に質問ございますか。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤でございます。■■■の件ですが、3方向が住宅で、非常に道路も狭いし、色々な事故等が発生しないように、充分気を付けて下さい。併せまして、苦情の無いようにお願ひします。以上でございます。

○議長 よろしくお願ひいたします。

○申請人 はい解りました。

○議長 他にございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項～第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項～第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、第5項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 いつもお世話になります。■■■■■■■■の■■と申します。よろしくお願ひいたします。■■■■■■■■と申します。よろしくお願ひいたします。

申請書の作成をさせていただいております。■■■■■■■■の■■と申します。よろしくお願ひいたします。説明をさせていただきます。今回使用させていただく土地ですが、佐倉市■■■■■■■■■■の畑、■■■■■■■■■■の近く、■■■■■■■■■■■■■■■■■■の近くでございます。使用させていただく土地の地主ですが、佐倉市■■■■■■■■■■■■■■■■■■の■■■■■■■■さんでございます。今回使用する用途は■■の駐車場でございます。

駐車場としてお借りしますが、私共の■■は、■■■■■■と■■■■■■を専門に行っております。■■■■■■という■■があります。■■が悪くなった方の■■ですが、週3回の■■でございます。■■さんは通わなくてはなりません。1回の■■に約180リットルの水を使用します。それを■■に使った後、■■を洗うのですが、その廃液が出ます。それを処理しなければなりません。全部で約200名の患■■がいて、1日、約100名の■■が■■します。その廃液の処理を行っている施設があります。10年経ちます。その施設を新しい物に入れ替、今まで通りの排水

○議長 他に何かありませんか。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内でございます。図面の下側に点線があるのですが、これは何でしょうか？

○議長 申請人

○申請人 点線は法面を図示しています。

○議長 木内委員 法面ですか、先程、整地をすると言っていました。

○議長 申請人

○申請人 法面の下側の、平らな部分を整地します。整地してその上側が法面になります。法面は触りません。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出がありましたので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、7件、24筆、地積30,436㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～7ページをお願いいたします。

申請番号1番～3番までは経営安定のため、申請番号4番及び、5番は経営規模拡大のため、申請番号6番及び7番は、新規就農するため、期間は、1年～6年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案4ページ、申請番号6番及び7番については、申請人を呼んであります。

それでは、6番及び7番の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■と申します。よろしくお願ひいたします。申請地選定理由については、お世話になっている農家さんのお野菜を卸しているお店で、お話を頂きまして、空き畑になってしまう所に、畑と作業場があり、管理出来ないと言うお話を頂いて、■■地区でお世話になっている農家さんの隣の地区の■■地区だったので、知り合いの方も多く、安心して出来るなと思ひ、この場所を選びました。どのような作物を栽培するかは、飲食店さんの方に、4件程営業に周って、そちらの方で、さつまいも、ジャガイモ、こまつな、ねぎ、トマト、季節の野菜を欲しいという事なので、

主に季節で扱いやすい野菜、また、新しい野菜を、飲食店さんの方に卸したいと思
います。栽培面積は5,265㎡です。畑の状況は、まだ、1年間空き畑になっ
ていた場所で、地主さんの息子さん、草刈をしたんですけど、何もしてない状態な
ので、枯れ草を集めて燃やしていて、春の草が生えてきているので、これを刈って
からの作業になってしまうので、現状は、植えられていない状態です。準備出来次
第、植えて、出荷したいなと思います。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、
お願いいたします。清宮委員

○清宮委員 議席番号1番清宮でございます。何人でやられるのですか？

○議長 申請人

○申請人 主に私と母がやります。母は、昔、雪印種苗で働いていまして、そちら
で農業経験を4年しています。なので2人で、主にやって行きたいと思いを
ます。

○議長 清宮委員

○清宮委員 2人ですか

○申請人 後、娘たちが農業に関心を持っており、手伝うと張り切っています。娘
が高校生と中学生なんですけど、2人が手伝ってくれます。

○議長 清宮委員よろしいですか。

○清宮委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

申請番号6番及び7番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、申請番号6番及び7番は、承認と決しました。

続きまして、議案第3号、申請番号1番～5番について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、議案第3号、申請番号1番～5番について、採決をいたします。

議案第3号、申請番号1番～5番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の8ページ～9ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画の取消しについてでございます。

平成29年9月7日総会において、議案第3号案件として承認されましたが、議案第3号、申請番号6番について、当該農地が適正に利用されていないため、取下げをするものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件につきましては、農政課より説明をいたしますので、入場させて下さい。

———（農政課説明）———

○農政課 お世話になっています。農政課の■■と申します。よろしくお願ひいたします。今回、農用地利用集積計画を取消するのは、以前、■■■■■■■■■■が借り受け者として、利用権の設定をしておりましたが、■■■■■■■■が耕作を続けられないという理由で、利用権の解約がされ、新たに、■■■■が耕作を行うという事で、利用権の設定を行いました。利用権の解約書類について、不備がございました。当該農地が適正に利用されていないことが判明したため、農業経営基盤強化促進法第20条の2の規定に基づきまして取消しをするものでございます。

取消しを行う事により、当初の■■■■■■■■との利用権設定に戻り、■■■■と協力し、適切な管理を行うという事でございます。以上よろしくお願ひいたします。

○議長 何かご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤でございます。今の説明だと、書類の不備と言うことですが、それとも現状が使われていない、農地として利用されていない、あるいは農地以外に利用されていると言うことでしょうか。

○議長 農政課

○農政課春田 不備が認められたのですが、農地の状態が、利用されていないという現状でしたので解約するものです。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の方はご退席して下さい。退席しましたので、議案第4号について、採決をいたします。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の13ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、道路用地としようとするもの1件、1筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、14ページ～15ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの6件、6筆、通路用地としようとするもの1件、1筆、店舗、共同住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、公衆用道路として地目変更申請のあったもの1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

=== 会 議 終 結 ===